

令和 6 年豊能町議会 10 月会議
議会運営委員会

会 議 録

令和 6 年 10 月 22 日（火）

豊 能 町 議 会

令和6年豊能町議会 10月会議 議会運営委員会

年 月 日 令和6年10月22日（火）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名
管野 英美子 秋元 美智子 池田 忠史
才脇 明美 永谷 幸弘 高尾 靖子

委員外出席 永 並 啓（議長） 中川 敦司（副議長）

欠席委員 なし

議会運営委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 上 浦 登 副 町 長 高 木 仁
総 務 部 長 入 江 太 志

議会運営委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜 本 正 義 書 記 平 田 旬

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 10 月会議 会議期間について

令和 6 年 10 月 22 日（火） 1 日間

2. 10 月会議 提出案件等の審議及び日程について

○提出予定議案数

・専決報告 2 件 ・人事 1 件 ・条例改正 1 件 ・動産取得 2 件

合 計 6 件

○全員協議会の開催

☒有・無

・議会運営委員会 報告

☒有・無

・提出予定議案の概略説明

☒有・無

・その他

○常任委員会付託

有・☐無

・総務建設常任委員会

・福祉教育常任委員会

3. その他

午前 9 時 30 分 開会

○委員長（管野英美子君）

皆様おはようございます。

ただいまの出席委員は、6 名であります。
定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、御手元に配付のとおりでございます。

1 番目の 10 月会議 会議期間についてでございますが、これは 2 番目以下を決定していただいた後に決めたいと思います。

では、2 番目の 10 月会議 提出案件等の審議及び日程についてです。

提出予定議案数は、専決報告 2 件、人事 1 件、条例改正 1 件、動産取得の 2 件の計 6 件でございます。

はい、入江総務部長。

○総務部長（入江太志）

おはようございます。総務部、入江でございます。

今回、第 46 号、47 号、48 号の 3 議案が過去に遡って適用、提出となることなど、その説明をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員長（管野英美子君）

はい、お願いいたします。

○総務部長（入江太志）

ありがとうございます。

それでは、最初に第 46 号議案、豊能町税条例の改正について御説明申し上げます。

本件は、専決処分における改正漏れがあったことから、当該部分である用途変更のあった宅地等に係る負担調整措置について所要の改正を行うものでございます。

今回の負担調整措置では、宅地の固定資産税評価額が急激に高くなるなどして、課税標準額が短期間に上昇し、それに伴い固

定資産税が高くなったとしても、課税標準額は緩やかに上昇するように調整され、土地の所有者の税負担が重くなるのを防ぐ措置でございます。

またこの負担調整の方法では、用途変更があった宅地の前年度課税標準額を算出の方法として、変更後の用途で町内に所在する全ての宅地の平均の負担水準に該当するものを用いて算出する方法である、いわゆる平均負担水準方式をとるのが原則とされております。

本町においては、用途変更宅地等に係る課税標準額の算出に関し、町全体ではなく近隣の宅地に合わせた負担調整を行うことができる「みなし方式」を、平成 11 年度から採用しており、その旨を豊能町の税条例の附則で定めておくことが必要でございます。

本来、3 年ごとの評価替えに合わせてその都度条例改正を行い、この負担調整の期間を 3 年間延長する必要があると思いますが、この改正漏れがですね、この 9 月に判明したため、今回改正をお願いしているものでございます。

なお、本町ではこの条文の適用となる事案はございません。ですが、「みなし方式」を平成 11 年度から採用していることから、附則に明記しておく必要があると判断し改正を今回お願いするものでございます。

今後は引継ぎをしっかりを行い、改正漏れがないようにいたします。申し訳ございませんでした。

よろしくお願いいたします。

これが 46 号議案の説明でございます。

次に、第 47 号議案及び 48 号議案の動産の取得について（追認）につきまして御説明申し上げます。

今回の議案を提案するに至った経過等について御説明申し上げます。

当該議案につきましては、議会の議決を経ずに予定価格 700 万円を超える動産の取得をしていたことから、このことにつき追認の議決をお願いするものでございます。

経過といたしましては、令和 6 年 7 月一部の報道により、市町村が購入している教員用の指導教科書の購入にあたり、議会の議決を経ずに購入しているとの報道がございました。それを受け、本町の教育委員会にも同様の事例がないか等の指摘がございます。

それで調査しましたところ、令和 6 年度当初に購入した小学校教員の指導用教科書等につきまして、本来であれば豊能町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格 700 万円以上の動産の取得につきましては、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに当該動産を取得していたことが判明いたしました。

同時に、過去においても同様のケースがないか調査したところ、令和 2 年度にも同様に、議会の議決を経ずに取得していたことが判明したものでございます。

このような事態を招いた要因といたしましては、教科書は消耗品費で購入することから、管理職を含む関係職員全員に動産の取得であるとの認識がなく、かつ予定価格が 700 万円以上の動産の取得について、議会の議決を得なければならないことを失念したことが最大の原因でございます。

また同様の事案がないか、全庁的に今年度も含め令和 2 年度までの 5 年間、調査をいたしました。同様の事案はございませんでしたので、今回追認をお願いをするものでございます。

今回の追認につきましては、地方財務実務提要では、議会の議決を経ない契約については、地方自治法に違反することになり

ますが、内部手続の瑕疵をもって当該契約が直ちに無効になるか、履行終了後に議会の議決があったとしても、この瑕疵を治癒し有効なものとなるかについては、議会を経なかった理由や経緯、与える影響など諸般の事情を総合的に勘案して、最終的には裁判所において決せられるものであると示されております。

本町としては、この瑕疵をですね、治癒し有効なものに近づけることが必要と考え、他団体の同様の事例も参考に、今回追認の議決をお願いするものでございます。

今後このような事態を招かないよう、法及び条例の解釈を徹底していく所存でございます。

誠に申し訳ございませんでした。

なお、この提案理由は、47 号議案、48 号議案、類似しているため、一括提案をさせていただきたいとあわせてお願いをしたいと思います。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（管野英美子君）

ただいま 3 議案について、遡り提出となった理由、それが可能である説明がありましたが質疑ございますか。

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

全協で聞いたほうがいいかもしれませんが、今までわからなかったという説明があって、これ、どういうタイミングでこれがわかったのかということをもう少し詳しくお願いいたします。

○委員長（管野英美子君）

はい、入江総務部長。

○総務部長（入江太志）

はい。総務部、入江でございます。

まず 46 号議案の豊能町税条例の一部を改正する条例の件でございます。今回の負

担調整措置がわかったのはですね、この9月にですね、他の自治体から業務上の連絡といえますか、そういう情報提供がございまして、本町でも確認したところ、附則の改正漏れが判明したというものでございます。

あとの動産の取得2件については、先ほど御説明申し上げた一部の報道を受けて、外部からの指摘をいただきまして調べたところ、そういう議会の承認漏れがわかったという次第でございます。

以上でございます。

○委員長（管野英美子君）

よろしいですか。

それから47号と48号議案は、提案理由が類似しているということで、一括で説明したいということですが、これもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（管野英美子君）

異議なしと認めます。

一括で説明をお願いします。

次に、全員協議会の開催でございますが、有りということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（管野英美子君）

その中で、議会運営委員会報告はさせていただくということで有りです。提出予定議案の概略説明はさせていただくということで、これも有りをお願いします。

また、議員が公費を使って参加した研修等の報告を全員協議会でしていただくことになりましたので、9月について参加議員より報告していただきます。

次に、全協その他ということで、理事者側で何かございますでしょうか。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志）

はい。特にはございません。

○委員長（管野英美子君）

次に、常任委員会付託についてどういたしましょうか。

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

議案数、内容を吟味いたしまして、今回は付託をしなくてもいいということで、私はそういうふうに考えています。

○委員長（管野英美子君）

皆さんどうですか。

それでよろしいですか。

はい、高尾議員。

○委員（高尾靖子君）

付託なしでいいと思います。

○委員長（管野英美子君）

それでは、付託せず全員協議会で十分に説明いただき、本会議で審議・採決でよろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（管野英美子君）

異議なしと認めます。

それでは1番目に戻りまして、10月会議の会議期間について、本日一日で午前10時から全員協議会、午後1時から本会議ということでございますか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（管野英美子君）

御異議ございませんので、そのようにいたします。

次に3番目のその他ですが、何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（管野英美子君）

ないようですので、以上で本日の議会運営委員会の案件は全て終了いたしました。

よって、閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（管野英美子君）

異議なしと認めます。

よって本委員会は閉会することに決定いたしました。

これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前9時41分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議会運営委員会

委員長